

[事案 24-83] 契約無効確認請求

・平成 24 年 11 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

加入時に募集人から、死亡した場合にも解約返戻金が支払われるとの説明を受けたことから、解約返戻金の支払い等を求めて、申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 14 年 3 月、契約者（申立人の父）は募集人から、65 歳に死亡した場合にも解約返戻金が支払われるとの説明を受けて、医療保険に加入したので、説明のとおり、解約返戻金を支払ってほしい。契約者は死亡しているが、本人の加入時の手書きメモがある。もしくは、解約返戻金が支払われるとの説明が誤りであったので、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由から、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 加入の際、募集人は、契約者に対して、パンフレット及び設計書の記載に従って説明しており、パンフレットには、死亡時に解約返戻金の支払はない旨明記されている。
- (2) 契約のしおりに、被保険者の死亡時には契約が消滅すること、解約返戻金の支払はないことが明記されている。
- (3) 約款には、被保険者が死亡したとき、契約が消滅する条項がある。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人が、主位的に、本契約の解約返戻金の支払いを求め、予備的には、加入時、契約者は被保険者が死亡した場合にも解約返戻金が支払われると錯誤（民法 95 条）して契約締結に至ったものであると主張して、払い込んだ保険料の返還を求めているものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記の理由により申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

- (1) 以下の理由により、解約返戻金の支払請求を認めることはできない。
 - ① 保険契約は附合契約であり、定款・約款の規定にしたがって契約内容が定められる。
 - ② 本契約の約款には、保険契約者はいつでも契約を解約することができ、その場合に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができる旨記載されている。
 - ③ 他方で同約款には、主たる被保険者が死亡したときには、その時から保険契約は消滅したものとする旨記載されている。
 - ④ 以上からすると、被保険者である契約者が死亡したときには本契約は消滅し、解約返戻金は発生しない。
- (2) 以下の理由により、契約の無効及び既払込保険料の返還請求を認めることはできない。
 - ① 加入時、募集人は契約者に対し保険設計書およびパンフレットにしたがった説明をし

たものと推認できるが、同パンフレットには被保険者が死亡した際には解約返戻金の支払いが無い旨記載されている。

- ②申込書の受領印から、契約者がご契約のしおり・約款を受領したことが認められ、そ
のご契約のしおりには主たる被保険者が死亡した場合に解約返戻金が無いことが明
記されている。
 - ③以上の事実から、募集人が契約者に、パンフレットやご契約のしおりに反して、死亡
時にも解約返戻金が支払われるとの説明をしたとは通常考えられず、加入の際、契約
者が、本契約は被保険者が死亡したときにも解約返戻金があるものと錯誤していたと
認めることは困難である。
 - ④仮に、上記の点につき、契約者に錯誤があると認められたとしても、本件のような医
療保険において、契約者の死亡時に解約返戻金が出るのが、契約の要素であると評
価することは困難であり、契約者の陥った錯誤が要素の錯誤であるとは考えられず、
また、加入の際、パンフレットにしたがった説明がなされ、ご契約のしおりを受領し
たことからすれば、契約者には錯誤したことについて重大な過失があったと言わざる
を得ず、契約の無効を主張することはできない。
- (3) なお、申立人は、保険設計書に契約者の手書きメモがあることをもって、加入時に、契
約者が募集人から、死亡の場合も解約返戻金があるとの説明をされた旨主張するが、仮
に、契約の説明を受けた際に契約者が当該メモを記載したのであったとしても、このメ
モのみからでは、契約者がどのような説明を受けたかは不明瞭であり、契約者が死亡し
た現在では、このことを確かめる方法もない。また、このほかには契約者が募集人から、
死亡の場合も解約返戻金があるとの説明をされたことを窺わせる何らの証拠も提出さ
れておらず、このメモのみによって、募集人が誤った説明をしたことおよび契約者が錯
誤に陥ったと推測することはできない。

【参考】

民法 95 条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。